

第 5 期各務原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画（案）への 意見と市の考え

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向け、市「地域福祉計画」と市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」を一体的に策定した第 5 期計画（案）を公表し、下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

その結果、3 名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。

◆ 実施期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から 令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

◆ 意見の提出状況

提出者数 3 名 3 件

ご意見 1

ご意見
地域においては孤立・孤独のテーマは喫緊の課題と考えています。 高齢期に頼れる親族がいないことは多くの課題を抱えているように思います。 そのような方々へ1つの解決の手段となるのが任意後見契約による支援です。 第2期成年後見利用促進計画においても任意後見制度の普及を進めていることから、地域福祉計画内においても位置付け、より利用しやすいよう周知を図っていくことが望まれるのではないかと思います。
各務原市の考え
望まない孤独・孤立は、誰にでも起こり得る課題であり、ライフステージや生活環境等によってその要因は異なります。例えば、頼る相手がいない状況における子育て、不登校、ひきこもり、独居高齢者なども孤独・孤立となるリスクが高い状態として考えられます。 ご提案いただいた任意後見制度に関しては、今後、後期高齢者の増加などが見込まれる中でより重要なものになると認識しており、「成年後見支援センター」の運用を通じて、法人後見制度も含めた後見人制度の周知や理解促進に取り組んでいるところです。 本計画においては、ご自身での判断が難しい方が地域で安心して暮らし続けられるよう、「基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」のうち「基本施策(2) さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実」の「施策の方向性⑤ 権利擁護を必要とする人への支援」に同施策を位置づけ、その記載については第2期成年後見利用促進計画とも整合を図っています。

ご意見 2

ご意見

「こども基本法」が、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法 第3条 基本理念のポイントの中に、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。」や「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。」「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。」「子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。」「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。」が示されています。

また、今回の計画(案)の根拠として、社会福祉法が抜粋され、「市町村地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が定められることになっています。

現在、各務原市でも「こども基本法」が検討されていると聞いていますが、この「こども基本法」と「各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の「児童の福祉」と政策が一致する必要があると考えています。今回の第5期には、盛り込むことができていないのは、「こども基本法」の施行時期から、やむを得ないとは思いますが次回の第6期に向けて、以下の検討が必要だと考え、提案させていただきます。

第6期に新に加えるべきこと

今回の第5期では、こども基本法の基本理念にあたる部分はほとんど含まれておらず、かろうじて、(1)P63 ②若い世代の参加促進 「学生などが地域活動やイベントに関わる機会を提供する」、(2)P76 ③さまざまな世代や環境に応じた支援 58. 子ども・若者の自殺対策の推進「虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校など、子ども・若者」の2項目が関連すると想われますが、「提供する」や「課題の解決に取り組みます」など主体が行政で「こども」が主体ではありません。子ども基本法の理念にある、「自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」や「意見が尊重されること」が必要です。

(提案)

1. 「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」に対し、①小学校入学前の乳幼児、②小学生、③中学生、④16歳以上のこども、それぞれの発達段階に応じた「こどもの意見を傾聴する場」を創ること。

自分の意見が言えない、言いにくい①や②の発達段階の子どもたちに関しては、代弁者(アドボケイト)を設定して「意見を傾聴する場を」創る必要があります。例えば、①では保育士さん、②では、見守り隊や塾や放課後児童クラブの支援員が該当すると考えます。

中学生以上では、例えば「子ども議会」などが考えられます。

2.「子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること」として、「虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校など」に該当するこどもたちを①確保する方法、②それぞれをサポート方法や場、③家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境を確保する方法を検討し、創設すること

3.「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること」では、現在の少子化は「家庭や子育てに夢を持ってないこと」が原因だと、私は考えています。ここでは、「こども基本法」と「児童の福祉」では、それぞれにおける政策が必要で、「児童の福祉」の視点からは「家庭や子育てに夢を持つためには何が必要か」を①子どもたちに考えて頂き、②提案して頂く場を創り、③それを実現していくことが計画されるべきと考えています。

長文になり、申し訳ありません。宜しくお願い致します。

各務原市の考え

ご提案に関しましては、本計画の策定におきましても、子ども・子育て分野で活動される団体等への調査、その結果を踏まえた計画への記載などに取り組んできたところですが、今後は、新たに策定を検討している「(仮称)各務原市こども計画」(令和7年度～11年度)に係る各種調査や計画方針も踏まえて、一層連携を図った計画策定に努めてまいります。

その上で、具体的にご提案をいただいた3件につきまして、それぞれ本市の考えをお答えさせていただきます。

ご提案の1点目に関しましては、本計画の策定にあたって、こども館へのヒアリングや親子サロン、親子サークル、保育所等へのアンケートを通じて、子ども・子育て分野の現状や抱える課題等の把握に努めたところですが、今後は、こどもの意見や考えをどのように反映するのかについても検討してまいります。

2点目に関しましては、「基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」の中で、相談支援や居場所づくりなど、子ども・子育てに関する支援についても記載しております。特に「基本施策(2) さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実」では、「施策の方向性② 配慮を必要とする子どもや家庭への支援」を設定し、様々な困難を抱える子どもや子育て世帯に対する支援の方針を記載しています。

今回のご提案を踏まえ、下記のとおり「ヤングケアラー」の記載を追記いたします。

○追記箇所・内容

該当箇所	修正前	修正後
P.68 「38 配慮を必要とする家庭への支援の充実」	また、DVなど、保護が必要な家庭に対して学校や子育て福祉などが連携して…	また、DVやヤングケアラーなど、保護や支援が必要な家庭に対して学校や子育て福祉などが連携して…

3点目に関しましては、人口減少、少子高齢化等により地域の担い手が減少する中で、特に地域との関わりが薄くなっている若い世代等の参画がますます重要と考えております。ご提案を頂きました意見につきましては、少子化対策の検討手法の一つとして、今後の具体的な市の施策検討の参考とさせていただきます。

ご意見 3

ご意見
第5期地域福祉計画の案を読んで、行政と各務原市社会福祉協議会の方々が、これからの各務原市をより住みやすく、生き活きと生活ができるプランを考えてくださっているのだと思いました。 ただ、子育て中も感じてはいましたし、親の介護も考えていかないと・・・と思うようになった今、家庭、学校、地域の関わりは年々少なくなり、コロナ禍が明けた今、少しずつ行事なども戻ってきてはいますが、今の家庭や社会の状況なども含めると、子どもたちや高齢の方を地域で見守ることは難しいのかなとも思います。 こういった社会の中で、この地域福祉計画の案にもあるように、社会福祉法人さんもおこの計画の大事な役割を持ち、子育て、高齢、障がいそれぞれ専門的な分野の施設で職員さんがみえ、活動をされています。 地域のことも大事に活動をされている社会福祉法人さんにも、お知恵やお力をお借りできると、市内全体で、これまでにないサポートが出てくるのではないのかなと思いました。 とはいえ、どの働き先も人手不足です。人手が少ない中でも無理なく、地域の皆さんと一緒に活動ができるプランが出てくるといいなと思います。
各務原市の考え
ご提案をいただきました社会福祉法人につきましては、社会福祉事業に加えて、公益事業などを通じて地域と積極的に関わりを持って活動されるなど、地域福祉の支え手であると認識しております。 ご提案の中にもあるとおり、支援対象者の多様化および課題の複雑化・複合化、福祉分野においては人手不足という課題を抱えており、地域福祉を維持・活性化していくためには、人材の確保や関係者・関係団体間の連携を強化しながら地域づくりや地域課題への対応にあたる体制づくりが必要であると考えます。 本計画においては、「福祉人材の育成及び確保」を重点プロジェクトの1つとして掲げ、福祉教育や体験学習や地域活動へ新たな層を取り込むための講演・研修、団体同士のマッチングなどに取り組んでいく方針を示しております。 また、「基本目標1 認めあい、支えあうまちづくり」の中で「基本施策(3) 地域組織・団体の連携強化」を定め、特に社会福祉法人に関しては、社会福祉法人同士の情報共有や意見交換などを行う「社会福祉法人間連絡会の参加法人数」を成果指標として設定しながら、法人間の連携強化に取り組んでまいります。